

追突事故時の被害軽減等のための道路運送車両の保安基準等の一部改正について

1. 背景

突入防止装置は、これまで普通貨物自動車及び車両総重量3.5トン超の小型貨物自動車に装着を義務づけていましたが、これらの車種以外でも、構造上潜り込みの可能性がある自動車については、被害軽減のため、新たに突入防止装置の装着を義務づけることとしました。具体的には、乗用自動車及び車両総重量3.5トン以下の小型貨物自動車等を適用車種とするため、「道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）」、「装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）」等を改正します。

このほか、立席を有していないバスにおいて、横向き座席を設置する場合に必要な座席寸法等の要件を定めるなど、所要の措置を講ずることとしました。

なお、これらの改正は、国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）における相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）の改訂が、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第155回会合において採択されており、平成24年7月26日に当該改正案が発効されることを受けて行うものです。

2. 改正概要

（1）協定規則の改定に伴う保安基準等の改正

- ① 突入防止装置（保安基準第18条の2、細目告示第24条、第102条、第180条関係）

「突入防止装置に係る協定規則（第58号）」の改正に伴い、以下のとおり改正する。

【適用範囲】

- 現行、貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラには、突入防止装置の基準を適用していましたが、新たに車両総重量3.5トン以下の小型貨物自動車及び乗用自動車等に対しても適用します。

【改正概要】

- 新たに適用される自動車に備える突入防止装置は、以下の要件を満たさなければなりませんこととします。
(参考：貨物自動車に備える突入防止装置)

- ・平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。
- ・下縁の高さが地上550mm以下に取り付けられていること。
- ・自動車の後端との水平距離が450mm以下に取り付けられていること。

- 突入防止装置に係る取付位置の改正

上記適用範囲の拡大がなされたことに伴い、現行で対象となる自動車に備える突入防止装置に係る取付位置を変更します。

【適用時期】

- 平成27年7月26日以降に製作される自動車

- ② 座席（細目告示第28条、第106条、第184条関係）

「座席に係る協定規則（第17号）」及び「大型車座席に係る協定規則（第80号）」

の改正に伴い、以下のとおり改正します。

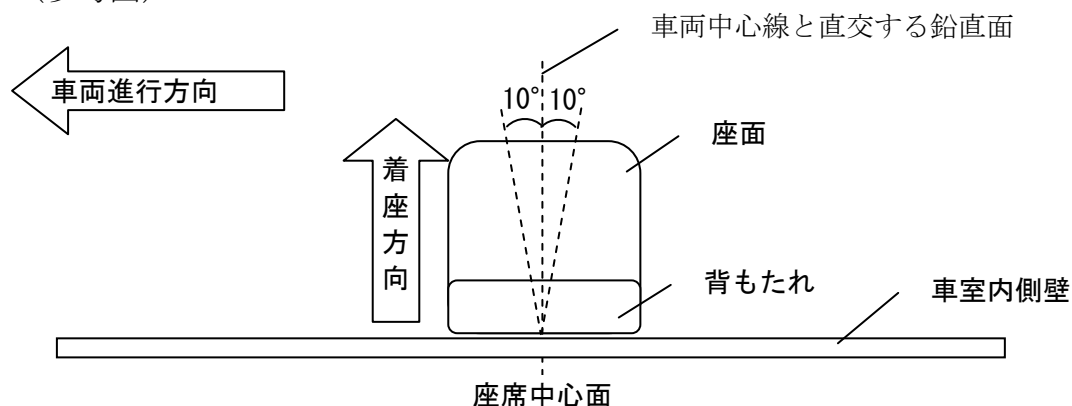
【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）
- 専ら貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）

【改正概要】

- 横向き座席の定義について、従前、前向き座席又は後向き座席以外の座席と定義していましたが、今般、運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面（座席中央部を含む鉛直面）との角度が左右 10 度以内となるよう車両の側方を向いているものを横向き座席とする改正を行います。

(参考図)

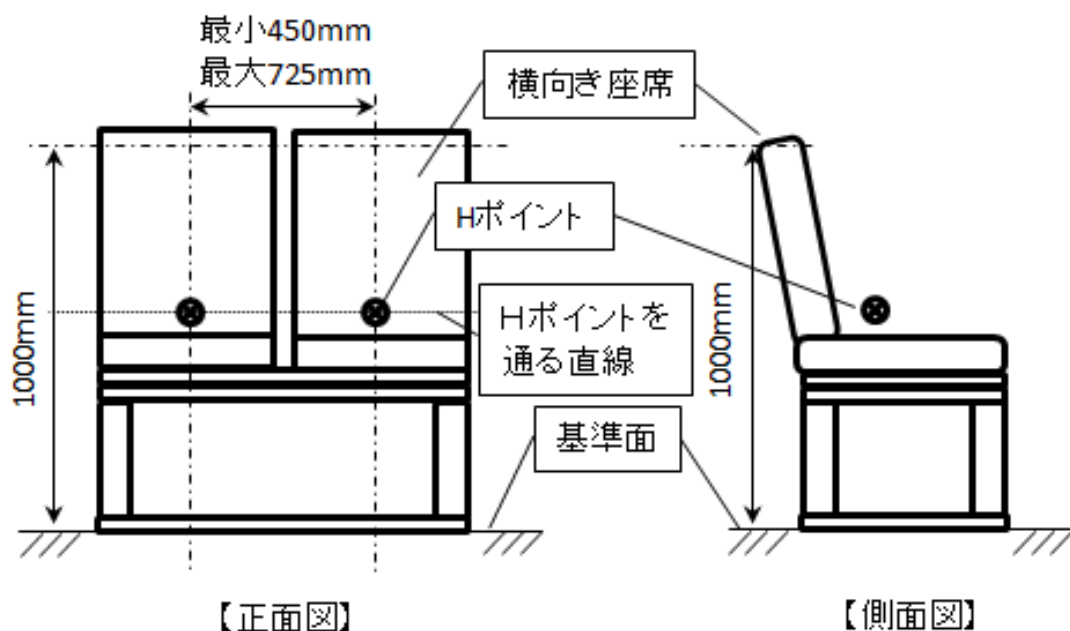


- 現在は、乗車定員 10 人未満の自動車等には、前向き座席又は後向き座席以外の装備を禁止していますが、その対象を見直し、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有しないもの、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 111 号）第 1 条第 1 項第 13 号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員 10 人に限る。）を除く。）にも拡大します。ただし、当該自動車のうち、車両総重量 10 トンを超えるものについては、協定規則第 80 号の規則 7.4. に規定する横向き座席の座席寸法等の要件(※)を満たす場合限り、横向き座席を装備することができることとします。

※横向き座席の座席寸法等の要件

- ・座席の高さは基準面から 1m 以上の高さを有していること。(参考図参照)
- ・隣接する横向き座席の H ポイント（ISO6549-1980 に規定された人体模型を着座させた場合の当該人体模型の股関節点の位置又はこれに相当する設計標準位置）を通る直線が基準面と平行であり、H ポイント間の水平距離は 450mm 以上、725mm 以下であること。(参考図参照)
- ・横向き座席に着座する乗員が、車両進行方向の最前部の横向き座席の前方に備えられた仕切り等の車両構造物又は前向き座席によって保護されるものであること。この場合において、車両構造物又は前向き座席は動的試験要件を満たしていれば、本要件に適合するものとする。

(参考図)



【適用時期】

新 型 車：平成 26 年 7 月 26 日

継 続 生 産 車：平成 29 年 7 月 26 日

③ 座席ベルト（細目告示第 30 条、第 108 条、第 186 条関係）

「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」及び「座席ベルト取付装置に係る協定規則（第 14 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）

【改正概要】

- 横向き座席の定義について、従前、前向き座席又は後向き座席以外の座席と定義していましたが、今般、運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面（座席中央部を含む鉛直面）との角度が左右 10 度以内となるよう車両の側方を向いているものを横向き座席とする改正を行います。
- 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものを除く。）であって、車両総重量 10 トンを超える自動車に横向き座席を備える場合には、協定規則第 16 号附則 16 に規定する第一種座席ベルト（二点式座席ベルト）を装備することを義務付けします。また、当該座席に備える座席ベルト取付装置の必要設置個数及び当該座席ベルト取付装置の強度要件を追加して規定します。

【適用時期】

新 型 車：平成 26 年 7 月 26 日

継 続 生 産 車：平成 29 年 7 月 26 日

④ 前照灯及び前部霧灯（細目告示第 42 条及び第 43 条関係）

「放電式前照灯に係る協定規則（第 98 号）」、「配光可変型前照灯に係る協定規則（第 123 号）」及び「前部霧灯に係る協定規則（第 19 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車に備える前照灯及び前部霧灯に適用します(従前から変更ありません)。

【改正概要】

- 放電式前照灯、配光可変型前照灯及び前部霧灯であって、バラストと光源が一体型の場合には、点灯4秒後の灯火の性能を確認する光度性能試験については、既に他の規則において規定されていることから、適用しないこととします。

※バラスト：放電灯光源の電流を安定させるために電源と光源の間に取り付ける光源電子制御装置

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑤ 後部霧灯(細目告示別添52関係)

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則(第48号)」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車に備える後部霧灯に適用します(従前から変更ありません)。

【改正概要】

- 後部霧灯がその他の後部灯火器との集合式である場合には、取付高さ(照明部の上縁)を1,000mm以下から1,200mm以下に見直します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑥ その他

その他の協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたので、国内法令も同様に改正を行います。

(2) その他の保安基準等の改正

後部反射器等の取付基準の改正(細目告示別添52関係)

【適用範囲】

- ダンプトラック、テールゲートリフター等に備える後部反射器に適用します。

【改正概要1】

- 可動構成部品により後部反射器が50%遮蔽される場合、後部反射器の基準を満たす別の反射器を取り付ける必要がありますが、構造上困難な場合にあっては、取り付ける別の後部反射器の要件を可能な限り満たすように取り付ければよいものとしします。

【適用時期】

- 平成25年1月1日以降に製作される自動車

【改正概要2】

- 可動構成部品上に取り付けられた尾灯、後面に備える方向指示器及び後部反射器は、可動構成部品がいかなる位置にあっても各灯火の基準を満たすように取り付ける必要がありますが、構造上困難な場合にあっては、取り付ける灯火の要件を可能な限り満たすように取り付ければよいものとしします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

(3) 装置型式指定規則の改正

「大型車座席に係る協定規則(第80号)」の改訂に伴い、第5条の規則番号(指定を受けたものとみなす特定装置)について所要の変更を行います。